平成２５年（再イ）第９６号

神戸市東灘区甲南町３丁目７番４―303号

再生債務者　栄光クリーニングこと　井戸下春雄

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月12日まで

平成26年１月22日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２０号

徳島県吉野川市鴨島町飯尾1596番地２

再生債務者　濱田　光功

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月12日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月19日まで

平成26年１月22日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１２号

広島県呉市西中央５丁目１番４―803号

再生債務者　乙部　友美

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月20日まで

平成26年１月23日　　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（再イ）第５号

鹿児島県薩摩川内市永利町1681番地４

再生債務者　塚本　孝幸

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月20日まで

平成26年１月23日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１３年（再ロ）第８８号

札幌市北区屯田９条８丁目７番３―509号

再生債務者　磯野　　爽

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年２月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年１月17日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１０３号

神戸市灘区大石東町４丁目３番１―711号

再生債務者　黒田　幸雄

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年１月22日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００９６号

東京都江戸川区谷河内１―２―19

再生債務者　伊藤　紀彦

1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月18日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月４日から平成26年３月25日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第４号

長野県安曇野市豊科3999番地18

再生債務者　上條　紀次

1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月19日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月５日から平成26年３月12日まで

長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号

埼玉県草加市瀬崎４丁目８番８号

再生債務者　寺内　和清

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月12日まで

平成26年１月22日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

会社公告

会社公告

左記会社は合併して、甲は乙・丙及び丁の義務全部を承継して存続し、乙・丙及び丁は解散することにいたしました。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）・（乙）・（丙）・（丁）共に

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇号）

平成二十六年一月三十一日

山形県酒田市両羽町三二五番地の一

（甲）株式会社エコー

代表取締役　児玉　健一

山形県酒田市両羽町三二五番地の一

（乙）株式会社エコーライフ

代表取締役　児玉　健一

山形県酒田市両羽町一三番六号

（丙）株式会社エコー石材

代表取締役　児玉　健一

山形県酒田市広栄町二丁目一番地の一

（丁）株式会社酒田鋳造

代表取締役　児玉　健一

会社公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.biken.or.jp

（乙）http://www.jpri.or.jp

平成二十六年一月三十一日

大阪府吹田市山田丘三番一号

（甲）一般財団法人阪大微生物病研究会

代表理事　山西　弘一

東京都東村山市久米川町五丁目四二四番地四

（乙）一般財団法人日本ポリオ研究所

代表理事　山崎　修道

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十六年一月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.food.maruha-nichiro.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十八日

掲載頁　三三二頁（号外第一三九号）

平成二十六年一月三十一日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

（甲）株式会社マルハニチロ食品

代表取締役　アクリフーズ事業部

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田二二坂井ロ食品

（乙）株式会社アクリフーズ

代表取締役　田邊　裕ズ

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月十九日

掲載頁　五十一頁（号外第一八一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十一月二十九日

掲載頁　五十五頁（号外第二六〇号）

平成二十六年一月三十一日

東京都港区東新橋二丁目四番六号

（甲）株式会社イムコア

代表取締役　木村　克己

東京都港区東新橋二丁目四番六号

（乙）ＩｍｍｕｃｏｒＧＴＩダイアグノスティックス株式会社

代表取締役　木村　克己